

**駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業
令和3年度駒ヶ根市一般会計補正（第5号）予算関連
事業概要説明資料**

令和3年6月

令和3年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 163,861千円 (うち補正予算第5号規模 5,529千円)

【財 源】 県支出金 ・ 特別警報Ⅱ発出事町村事業者支援交付金

● 事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

新型コロナウイルス特別警報Ⅱに対応した事業者支援

No.12	(1) 飲食を伴う指定管理施設に対する休業支援金	3,929千円
No.13	(2) 地域生活交通事業者支援金	1,600千円

新型コロナウイルス特別警報Ⅱに対応した事業者支援
(1) 飲食を伴う指定管理施設に対する休業支援金

事業費：3,929千円

目的

県の感染警戒レベルが「5」に引き上げられたことにより、市内の飲食店に対し県から時短要請があり、市は、指定管理施設について2週間の終日休業を指示し、当該休業した指定管理者に休業支援金を交付する。(休業要請期間 5月23日～6月5日：14日間)

事業の概要・内容

〇市の休業支援金の基本的な考え方(県の時短休業要請に係る協力金の算定方法を参考)

<主な算定条件等>

- ・ 県の協力金の支給対象とならない昼間だけの営業店舗も支給対象
- ・ 算出方法は前年度又は前々年度の実績を選択(5月・6月の売上高か1年間の売上高から算出する。)
- ・ 1日の売上高が税抜83,333円以上の場合は、1日の売上高の2分の1で算定する。ただし、県の時短要請対象施設における市の支援金は、1日の売上高の $(100\%-30\%) \times 1/2$ 相当額。
- ・ 1日の売上高が税抜83,333円以下の場合の支給額 2.5万円/日(酒提供有)、2.0万円/日(酒提供無)
- ・ 温泉施設は、直近1週間又は2週間の平均売上高。
- ・ 処分した食材費等の実費相当額を加算。

対象者

味わい工房、こまくさの湯(食堂、温泉)
駒カフェ、レストラン菜々ちゃん

実施時期

7月中旬

担当部署

産業部
商工観光課 内線441 農林課 内線413

新型コロナウイルス特別警報Ⅱに対応した事業者支援
(2) 地域生活交通事業者支援金

事業費：1,600千円

目的

長野県による「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出に伴う市内各種施設の休業や時間短縮営業の要請により急激に売上げが減少し、かつ、長野県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の対象とならない、バス事業者・タクシー事業者・運転代行業者の雇用維持・経営基盤安定を支援することにより地域の生活交通を守る。

事業の概要・内容

次の金額を給付（※同一事業者に対する支援金の上限額は30万円。申請に基づき1回限り。）

- ①市内に本社又は営業所がある路線バス運行事業者 ②市内に本社がある貸切バス事業者
…市内の営業車両台数10台以上30万円、10台未満20万円
- ③市内に本社があるタクシー事業者
…営業車両台数10台以上30万円、10台未満10万円
- ④市内に本社がある運転代行業者
…一律10万円

対象者

- ①市内に本社又は営業所がある路線バス運行事業者
- ②③④市内に本社がある、貸切バス事業者・タクシー事業者・運転代行業者

実施時期

7月中旬

担当部署

産業部 商工観光課 内線433